

■ 県たばこ税・市町村たばこ税

この税は、たばこの消費に対して課税されます。たばこを購入するときにその代金の中に含まれていて、最終的にはたばこの消費者が負担することになります。



製造たばこの製造者、特定販売業者（輸入業者）、卸売販売業者

（千本あたり）

参考：たばこ一箱（20本入り）500円の場合の税負担

	令和3年10月1日以降	
合計	350.33円	(70.1%)
国たばこ税	136.04円	(27.2%)
地方たばこ税	152.44円	(30.5%)
たばこ特別税	16.40円	(3.3%)
消費税	45.45円	(9.1%)



	県たばこ税	市町村たばこ税
製造たばこ	1,070円	6,552円



納める人が、小売販売業者への毎月の売渡分を翌月末日までに申告し、県と市町村へ納税します。

たばこ税は、たばこを買われたお店のある県と市町村の収入になります。

■ 国民健康保険税（料）（市町村税）

国民健康保険は、国民皆保険の考え方にに基づき他の健康保険加入者や生活保護受給世帯を除く全ての国民が加入します。国民健康保険税（料）は国民健康保険事業（保険給付費や事務費等）に必要な費用に充てる目的税です。



原則として国民健康保険の被保険者である世帯主です。



その年度で必要となる医療費・介護費等に基づいて基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額と介護納付金課税額の総額をまず算出し、それを各被保険者に一定基準で割り振りをして納める額を算定し、合算します。

基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額ともに、所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額などの合計額となります。（市町村の条例により課税方法には差異があります。）



市町村から送付される納税通知書により、各市町村の条例で定める納期限までに納めます。



市町村の条例により月割課税制度が適用される場合があります。詳しくは市町村の担当部署にお問い合わせください。